

試験研究又は教育実習のための特別採捕許可に関する取扱方針

鹿児島県漁業調整規則（以下「規則」という。）第 48 条に規定する試験研究又は教育実習（以下「試験研究等」という。）に係る特別採捕許可はこの取扱方針の定めるところによる。

1 目的

この許可方針は、試験研究等に係る特別採捕許可について、許可基準を定め、当該許可の円滑な運用を図ることを目的とする。

2 許可対象者及び許可数量

次の区分ごとの許可対象者及び許可数量は以下のとおりとする。ただし、過去 1 年間に規則に違反した者は許可しない場合がある。

(1) 試験研究

ア 許可対象者

- ① 国，地方公共団体，大学法人，公立学校ならびに法の規定により設置された独立行政法人，公団及び公社
- ② 学校法人，財団法人
- ③ ①に該当する者の事業により補助金等を受けた活動団体等
- ④ ①に該当する者から試験研究業務の委託を受けている者
- ⑤ 知事が特に認める者（公益性が高いもの，法に基づく環境アセスメント調査等）

イ 許可数量

試験研究に必要な最小限の数量とする。

(2) 教育実習（食害生物や外来生物の駆除を目的とする環境保全活動を含む）

ア 許可対象者

- ① 国，地方公共団体，大学法人，学校法人，公立学校ならびに法の規定により設置された独立行政法人，公団及び公社
- ② ①に該当する者の事業により補助金等を受けた活動組織又は水産業協同組合法に規定する漁業協同組合及びその連合会
- ③ 知事が特に認める者（試験的な操業や操業技術向上のための教育実習等）

イ 許可数量

教育実習に必要な最小限の数量とする。

ただし、食害生物や外来生物の駆除を目的とする環境保全活動については、対象水産動植物を特定した上で「採捕可能な最大数量」もしくは「漁業権者が同意した最大数量」とする。

3 許可の期間

許可期間は原則として 1 年未満とする。

4 許可証

知事は、許可をしたときは規則第 48 条第 3 項に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

5 条件

漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、(1) 及び (2) のほか、条件を付して許可する。

- (1) 採捕にあたっては、特別採捕許可証を携帯しなければならない。
- (2) 漁業権区域内での採捕にあたっては、特別採捕許可証及び漁業権者の同意書を携帯し

なければならない。

6 その他

採捕終了後は速やかに許可証を返納するとともに、採捕実績を報告しなければならない。

附 則

1 この許可方針は、令和元年5月15日以降許可するものについて適用する。

※令和2年漁業法及び県漁業調整規則の改正に伴う軽微な修正(R5.09修正)

2 この許可方針は、令和6年9月19日から施行する。

(試験研究と教育実習を分け、教育実習における試験的な操業や操業技術向上のための教育実習を新たに規定、修辞上の修正)

試験研究又は教育実習のための特別採捕許可 申請等手続要領

許可申請の手続き

1 申請書等

試験研究等に係る特別採捕許可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、許可の申請をするものとする。

- ・特別採捕許可申請書
- ・試験研究等計画書
- ・漁法の説明及び漁具図
- ・採捕区域図
- ・漁業権者の同意書（漁業権の設定されている区域で採捕する場合）
- ・補助事業であることを証する書類（第2項の(1)ア③及び(2)ア②）
- ・業務委託であることを証する書類（第2項(1)ア④）
- ・その他知事が必要とする書類

2 申請書の提出先

特別採捕許可申請は、採捕する区域を管轄する本庁及び支庁へ申請するものとする。

ただし、採捕の区域が複数の本庁または支庁の管轄する区域に及ぶ場合は、本庁に申請するものとする。